

## 農業委員会定例会 12月

1. 開催日時 令和5年12月20日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 6番委員、7番委員、10番委員

### 4. 議事日程

#### (1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 非農地証明願承認について

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

### 5. その他

### 6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) 本日の議事録署名人ですが、5番委員、8番委員にお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED]畳 198 m <sup>2</sup> について [REDACTED]の[REDACTED]が譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	本人にお会いしてお話とか聞いてないんですけども、現場の方は確認して参りました。60坪ぐらいのちっちゃなところなんですが、現在は何も栽培されていないようですがすぐに栽培ができるように復帰できるような感じのところでございました。60坪ぐらいで家庭菜園ぐらいで使われるんだろうと思いますけれども、別な問題がないかと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED]畳 314 m <sup>2</sup> について [REDACTED]の[REDACTED]が譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画

となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ここは私のすぐ近くのところなんですけども、この地図では [REDACTED]  
[REDACTED] いうことになっておりますけども、これも何年か前に多分解除されているかと思います。今回その横の北側の家を全部つぶしまして更地にしております。多分これと合わせて買って欲しいということであったと思うんですけども、最終的には息子さんが今違う地区に住んでおるんですけど、こちらの方に、家を建ててその前の [REDACTED]とかそんなんを植えるようなことじゃないかなと、購入者の方からちょっと伺っております。特に問題ないかと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番と4番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の  
[REDACTED] 畑 388 m<sup>2</sup>  
[REDACTED] 畑 382 m<sup>2</sup>  
[REDACTED] 畑 300 m<sup>2</sup>  
の計3筆1,070 m<sup>2</sup>について

4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の  
[REDACTED] 畑 451 m<sup>2</sup>について  
[REDACTED]の[REDACTED]が譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1 番委員	この辺りは今、[REDACTED] がずっと大昔の畠を元の方に戻そうということで、今は荒れ地になっておりますので、綺麗になっていくのでいいことじゃないかなと思っております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の5番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	5番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] 所有の [REDACTED] 畠 246 m <sup>2</sup> について [REDACTED] の [REDACTED] が譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	譲り受けをします、[REDACTED] の自宅の隣の土地になるんですけども、今現在は何かを栽培してのような土地ではなかったような感じですがここもですね、すぐに栽培できるような整備はされておるかなと思っております。[REDACTED] の栽培ということでございますが、別に特に問題ないということで、よろしくお願ひしたいと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり

とします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の

[REDACTED]	畠 176 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 227 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 81 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 71 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 109 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 419 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 185 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 445 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 302 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 632 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 673 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 108 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 195 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 229 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 101 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 268 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 58 m <sup>2</sup>

の計17筆4,279m<sup>2</sup>について、

[REDACTED]の[REDACTED]が譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 はいそれでは私が地元で現地を見て参りました。知ってる通り[REDACTED]は山林化しておって、もうまともな畠がほんの2、3あるなという感じでございましたが、ちょうど本人がおらなくて現地行った時に、私と同級生でやって、電話番号を知っておりまして、[REDACTED]に帰ってたんで今電話入れたら、お前やるんやなって言うたら、ボチボチやりますと、はっきり言ってもほんまに山林化しております、少しずつでも[REDACTED]をするんであれば、ありがたいから地道にやってくださいと。[REDACTED]

いう方だということで、■■■そのものもよく、小さいときから知つとって、実質もうここ高校出てからよそ出て行って今回、住所変更をしてから、この土地を買うというようなことで、もう年が明けたらこちら小豆島の方へ住むというふうに聞いておりますのでボチボチやってくださいといふお願いをしております。私からはそういうことを希望を兼ねて、現地の状況はちょっと厳しいですが、よろしいんじゃないかという意見を述べさせていただきます。

この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、10月に農用地除外申請があった■■在住の■■所有の

■■畳 433m<sup>2</sup>について  
■■の■■が、■■を建築するための転用申請となっています。

■■は、現在、■■で、■■で暮らしていますが、  
■■を控えており、生活の拠点を固めようと■■を建築することとしています。

計画地の選定にあたっては、現在上■■に通っており、その近隣にある本申請地が最適地として選定されたようです。

転用に係る造成については、南側の1.5m程度の既設の石積擁壁を利用し、花崗土で0.1m程度の盛土を行う計画になっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも南東側道路側溝に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

- 議長 地元委員さんお休みですが、前回、この件について出ておりました。今回転用申請の方へ、[REDACTED] というようなことで出ておりますが、皆さん方のご意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局からは付け加えることがありますか。
- 事務局 [REDACTED] が今植わってまして収穫終わって、移設が終わった後から建築を始めることとなりますので、年度が明けてからなります。[REDACTED] に間に合うように、この場所で建築したいということでございます。
- 議長 この件について意見はありますか。
- 委員一同 審議する。
- 議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号 ((非農地証明願承認) の1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 1番は、[REDACTED] 在住の[REDACTED] 所有の  
[REDACTED] 畑 260 m<sup>2</sup> について  
長年に渡り耕作放棄状態が続き、自然潰瘍したため農地として復旧することが困難となったものです。自然潰瘍し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。
- 議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
- 4番委員 衛星写真を見てもらったらわかる通り、農地として復旧はちょっと難しそうなので、問題ないと思います。
- 議長 この件について意見はありますか。
- 委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（（非農地証明願承認）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の  
[REDACTED] 畑 161 m<sup>2</sup> について

農地法施行以前から宅地であったものです。農地法における転用手手続きは不要のため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元私でございまして、[REDACTED]のちょっと上を上がったらあるところで、[REDACTED]の方の隣近辺でございます。もう今言ったように、早くから家が建っているというのが現実でございます。別段この点については、問題ないというようなことを聞いております。この件について意見はありますか。

事務局 GHQの農地改革後に農地法が制定されたので、大体戦前から家が建っているものは、農地法の適用を受けないので、転用手手続きは不要ということです。

委員一同 審議する

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の  
[REDACTED] 畑 612 m<sup>2</sup> について

[REDACTED]の[REDACTED]が、引き続き借り受けるものです。

申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし

ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 現状、今はですねこれ継続いうことなんですけれども、[REDACTED]の栽培を立植で苗木の育成補助として[REDACTED]が使われておるということでございます。継続でございますし、別な問題がないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の  
[REDACTED]畠 561 m<sup>2</sup> について  
[REDACTED]の[REDACTED]が、新たに借り受けるものです。  
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となって  
います。  
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし  
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 こここの畠の周りはほとんど[REDACTED]が作られたり借りたりしている  
ところなんですけども。この[REDACTED]ところは、前、みかん畠やったんで  
すけども、今現在8割はもう変えてしまって、あんまり管理されてなく荒  
れているような状態なんで、また新たに綺麗にされていくのは、いいこと  
じゃないかなと思っております。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 田 325 m <sup>2</sup> [REDACTED] 田 496 m <sup>2</sup> の計2筆821m <sup>2</sup> について [REDACTED]の[REDACTED]が引き続き借り受けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	はい、[REDACTED]につきましては主人が亡くなつてからもう栽培をやめておりまして、ちょうどその隣接を[REDACTED]が作っておるので作っていただくのは結構であろうかと思ひます。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 畑 347 m <sup>2</sup> [REDACTED] 畑 923 m <sup>2</sup> の計2筆1,270 m <sup>2</sup> について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さんが欠席ですが、事務局から何かありますか。
事務局	ここは遊休農地の補助事業で整備することでございますので、[REDACTED]がこの事業を使って、ここを整備して[REDACTED]を栽培する計画となっております。[REDACTED]に聞いたところ、この一部を使って、[REDACTED]を栽培することを伺っておりますので、ぜひとも頑張って欲しいと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。 それでは、藤本一弥職務代理者閉会のあいさつをお願いします。
職務代理	今年最後の12月の定例会でございましたが大変お疲れ様でございました。また何かと、いろいろとご協力いただければだいだときまして、ありがとうございました。 非常に寒い日が続いております。余談になりますけど、先日私の知り合いの農業者の方が、目の前で目の前じゃないけど農協のふれあいセンターの前ですね、ふらふらとなって倒れてっていうことで、頭の方の血管の病

気から思ったら脱水症状でいうことだったんです。脱水症状普通は真夏の  
もんかなと思うんですけども。意外と冬の乾燥してる時に、水分とらなん  
だらそういうことになるというようなことらしいですの、皆さん方もお  
気をつけいただきまして、喉や川から寒い時期でございますけれどもそ  
ういう部分もとりながらということで、年末年始、いよいよ正月を迎えた  
だいたらと思います。また来年もよろしく引き続きよろしくお願ひしたい  
と思います。以上で、定例会を閉じさせていただいたらと思います。  
どうもありがとうございました。

閉　　会　　午後2時00分

議　　長　　会長

議事録署名人　　5番

議事録署名人　　8番